

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1258））

2. 日時：平成30年9月10日 19時00分～19時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階北実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

千明主任安全審査官、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループマネージャー（他1名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、第5条（津波による損傷の防止）について、資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○ 審査資料の記載が、本日提出資料のタービン建屋の防護の考え方に基づいた記載となっているか、再度確認すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 東海第二発電所 設置許可基準規則第5条（津波による損傷の防止）におけるタービン建屋の防護の考え方について